

(別表)

法第68条第2項及び第4項に規定する違反行為に対する標準の事務禁止期間

(Ⅱ. 1(1)関係)

違反行為の概要			事務禁止期間
1	宅地建物取引業者に対する名義貸し (法第68条第1項第1号該当)	宅地建物取引業者に自己が専任の取引士として従事している事務所以外の事務所の専任の取引士である旨の表示をすることを許し、当該宅地建物取引業者がその旨の表示をした場合。	90日
2	他人に対する名義貸し (法第68条第1項第2号該当)	他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して取引士である旨の表示をした場合。	60日
3	不正又は著しく不当な行為 (法第68条第1項第3号該当)	(1) 取引士として行う事務に関し不正又は著しく不当な行為をした場合((2)及び(4)の場合を除く。)	7日
		(2) (1)の場合において、当該行為により関係者の損害が発生した場合(3)及び(4)の場合を除く。)	15日
		(3) (2)の場合において、当該関係者の損害の程度が大であると認められる場合((4)の場合を除く。)	30日
		(4) (1)の場合において、当該行為が故意により行われた場合。	90日